

写

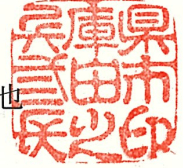
三 政 第 2 0 号

令和7年6月19日

三田市行政評価委員会

委員長 様

三田市長 田村 克也



諮 問 書

1 諮問事項

令和7年度に市が実施した行政評価（内部評価）に対する検証

2 諮問理由

三田市まちづくり基本条例の規定に基づき、本市における行政評価の基本的な方針や手続を定めた三田市行政評価条例（以下「条例」という。）を平成27年度より施行しています。

本市の行政評価制度は、行政活動の全般について実施内容の効果を分析することなどを通じて、効率的で質の高い市政の推進や市民満足度の向上に結びつけることをねらいとしており、条例では、そのための手法のひとつとして、附属機関による外部評価を活用した評価に取り組むよう定めています。

つきましては、条例第5条第3項に基づく内部評価の検証について、貴委員会において調査審議くださいますようお願いいたします。